

2 号・3 号認定の保育料

子ども・子育て支援新制度における利用者負担の考え方について

H26. 8. 26

子ども・子育て支援新制度における 2 号（満 3 歳以上，保育認定），3 号（満 3 歳未満，保育認定）のお子さんについては，これまで同様，前年の所得に基づいた税額に基づく応能負担で保育料が決定される。

過去に行政改革委員会において，施設の使用料・手数料については，公益性のみならず受益者負担の原則に基づき，定期的に見直す必要があるとの見解が示されているため，市では，これまでの認可保育園の保育料の考え方を踏襲して，新制度の利用者負担額を決定することとなる。

1 これまでの経緯

(1) 平成 20 年度改定時

平成 20 年度の改定時には，今後 3 年ごとに保育料の見直しを行うこととし，平成 26 年度には国の徴収基準額の 80 %を目標値に設定した。

国の徴収基準額に対する保育料調定総額の比率

	20 年度	23 年度	26 年度
改定目標値	73.6 %	77.0 %	80.0 %

(2) 平成 23 年度改定時

平成 23 年度の改定時には，平成 21 年度の実績が 72.2 %であったことから，保育料の急激な変化を避け，上記改定目標値の 77.0 %ではなく，75.0 %を目標値に改めることとした。ただし，当面の目標 80.0 %は維持することとし，段階的に近づけることとした。

(3) 平成 26 年度改定

平成 27 年度に新制度となるため，2 年連続の保育料改定となることから，改定を見送った。平成 25 年度実績は 74.9 %。

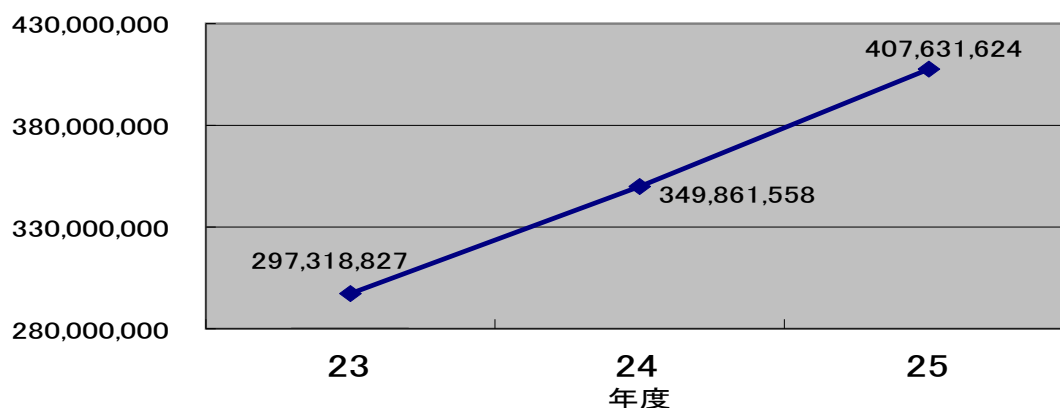
2 増え続ける市の負担

私立認可保育園（認定こども園含まず。）に対する柏市負担の推移
(円, 人)

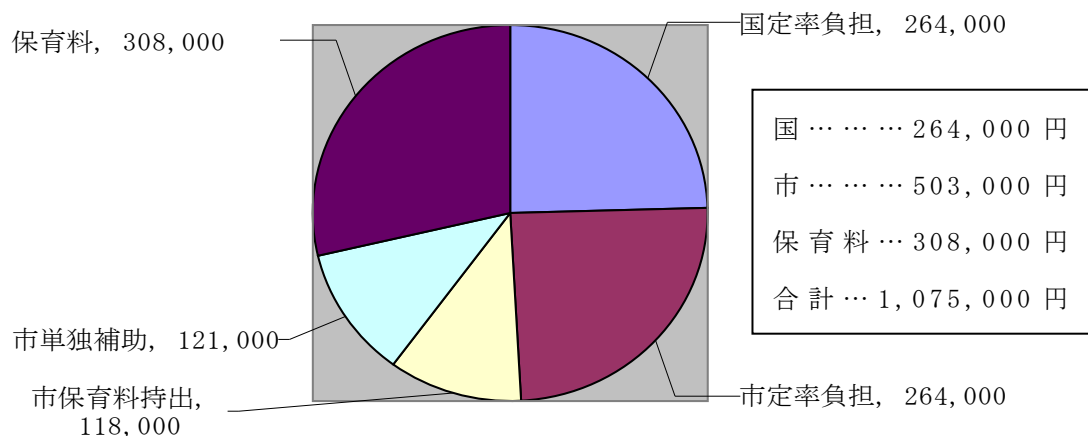
	23年度	24年度	25年度
①支弁総額	1,160,024,060	1,347,835,820	1,629,844,070
②国基準徴収金	506,907,740	591,350,360	726,371,920
③差引国庫負担基本額 (①－②)	653,116,320	756,485,460	903,472,150
④国庫負担額	326,558,160	378,242,730	451,736,075
⑤柏市負担額(基準分)	326,558,160	378,242,730	451,736,075
⑥柏市調定額	369,815,120	433,022,720	530,093,880
⑦柏市負担割合 (⑥／②)	72.96%	73.23%	72.98%
⑧柏市現年分収納率	99.08%	99.11%	99.06%
⑨柏市収納額(⑥×⑧)	366,412,821	429,168,818	525,110,998
⑩柏市負担額(持ち出し 分)(②－⑨)	140,494,919	162,181,542	201,260,922
⑪柏市単独補助金	156,823,908	187,680,016	206,370,702
⑫柏市独自負担分 (⑩＋⑪)	297,318,827	349,861,558	407,631,624
⑬年度平均私立在園児 数	1,226	1,398	1,708
⑭1人当たり柏市独自負 担額(⑫／⑬)	242,511	250,259	238,660
新設園(各年度4月1日 開園)	とぼり 西口 ココファン (柏こぼと)※	柏中央 あい (柏みどり)※	ヴィヴァン しこだの森 ういず南柏
公立私立合計柏市負 担割合	75.08%	75.15%	74.91%

※ () は認定こども園

私立保育園の市独自負担額の推移(単位:円)



平成25年度1人当たり私立保育園運営コスト(全年齢平均)



認可保育園の保育料は、国の徴収額基準額表を上限に自治体で設定することとされており、これは新制度でも変更はないが、独自に減額した分は自治体の持ち出しになるため、どこまで減額可能かは自治体の財政力等により差が生じているのが現状である。

柏市では、待機児童解消のため、私立認可保育園の設置を進めている。公立保育園を運営するより負担は少ないものの、園児1人当たりの定額負担分の約26万円のほかに、柏市独自の負担額は約24万円であるため、在園児の増加に伴い、市の負担総額は上記折れ線グラフのとおり年々増加している。平成23年度と平成25年度とを比較すると、認定こども園を除いて5園、482人在園児が増えており、市の負担も約1億1,000万円増加している。また、認定こども園に対しても、市の定率負担、市独自補助があるため、園が増えるとともに市の負担が増加している。

さらに、平成26年4月には認可外保育施設の認可化移行を含め7園設置しており、平成27年度はさらに8園の設置を予定しているため、今後も市の負担は著しく増える見込みである。

また、私立保育園の園児1人当たりの運営コストを示したのが前記円グラフであるが、0～5歳児平均で約108万円のところ、約半分の50万円が市の負担となっており、保護者負担は3割に満たない。

このように、受益者（利用者）負担を見直さない限り、市の負担は増大する一方である。この市の負担の中には、子育て世代以外のかた、家庭内で保育しているかた等からの税金も投入している以上、これらの方々を含めた全体のバランスを考えた利用者負担にしていかなければならない。

3 現行制度の保育料の問題点と新制度保育料の柏市の考え方

(1) 保育料負担の公平化

- ・平成23年度の保育料改定時の対国基準75%は全体の負担率。階層によって対国基準0%～100%と、国基準自体も税額に応じた階層に分かれているにもかかわらず、所得が高い階層に負担が偏っている。
- ・過去の保育料改定は、いずれも所得が高いD10階層以上の上げ幅を大きくしたため、低い階層と高い階層の負担率の差はさらに拡大した。
- ・第2階層（市民税非課税世帯）は、国の徴収基準額が、3歳未満児9,000円、3歳以上児6,000円で、母子・父子・在障世帯のみ無料となっている。自営業等で収入が高い世帯でも、申告上の控除額が多く、市民税が発生しなければ保育料が無料となっている。税の捕捉率の問題でもあるが、源泉徴収税額が明らかな勤労者世帯との公平性を担保することも必要である。

⇒第1階層（生活保護世帯）及び第2階層（市民税非課税世帯）の母子・父子・在障世帯以外からは、保育料を徴収することが国基準であるため、柏市の保育料も国基準に則った体系に改めることとする。

(2) 低所得者への配慮

- ・これまでの第3階層（所得税非課税世帯）の母子・父子・在障世帯について保育料を半額にするという柏市独自の軽減制度を実施してきた。

⇒新制度の第3階層（所得割課税額48,600円未満）の母子・父子・在障世帯についても，保育料半額の軽減制度を維持する。

- ・婚姻暦がない母子世帯，父子世帯に対して，税法上の寡婦控除が適用されないため，寡婦控除が適用されている世帯との保育料負担に差があった。

⇒婚姻暦がない母子世帯，父子世帯に対しても，戸籍を確認したうえで，寡婦控除と同額を控除して保育料を算定することにより，婚姻暦の有無による保育料の差を解消する。

- ・天災その他不慮の災害，失業，疾病等により生活に困窮している世帯等への保育料減免の実施。

⇒前年の収入額の10分の4以下であり，見込収入額が400万円未満の世帯等に対する保育料減免は継続。

(3) 保育料階層の細分化

- ・現行の保育料表では，階層ごとの人数が1人～250人と差が大きく，1つの階層だけで保育料総額の9.6%を占めている階層もある。また，当該階層は所得税103,000円～202,999円と税額の幅が広いため，階層の下限と上限で負担感に差が生じている。

- ・さらに所得が高い階層では所得税413,000円～799,999円と金額の幅は約40万円もある。現行保育料で柏市が19階層であるのに対し，横浜市は30階層であり，階層の幅も最大で88,000円に抑えられている。

⇒相対的に所得が高い層を細分化するとともに，より高所得者の層を設けることにより，中間所得者層の負担感を軽減する。負担の公平性を保つためには，階層の幅を狭くし，段階的に保育料が上がっていくことが理想である。

⇒新制度では，保育料の算定根拠が所得税から市民税に変わる

ほか、年少扶養控除が加味されなくなる等の変更点がある。
今年度と比較し、保育料負担の増減がケースバイケースになるため、影響額を少なくするためにも階層の細分化が必要と考える。

(4) 保育標準時間と保育短時間

- ・新制度の保育料は、保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）の2本立てとなる。
- ・保育短時間の保育料は、標準時間の98.3%が国の設定。非常勤保育士の3時間分の人件費を基に国が算定した結果を根拠としているが、標準時間との差が1.7%しかないため、殆どの階層で差が1,000円未満となる。延長保育を利用した場合、1回（時間）当たりの料金設定によっては逆転する可能性もある。

⇒保育年齢、利用状況等は園ごとに異なるため、保育標準時間と保育短時間との人件費等のコスト比較は困難。柏市独自の保育料設定はしないこととし、保育短時間の保育料設定を国と同じく保育標準時間の98.3%とし、端数を切り捨てた保育料設定を基本とする。

保育料算定根拠が市民税に変更になることの影響

(1) 所得税方式から住民税方式に変更

算定根拠の税目が所得税から住民税（市民税）へ変更になることにより、超過累進課税制度（5，10，20，23，33，40％）から一律6％となる。

⇒これまでは、夫婦が均等に収入がある世帯が、夫婦いずれかに収入が偏っている世帯より税金が低く抑えられていた。

○ケース 1

父正社員（年収731万円）、母正社員（年収594万円）、子ども2人の世帯（世帯収入1，325万円）

父所得税247，300円、母所得税209，900円

合計457，200円＝国基準第7階層

⇒父所得割250，600円、母所得割186，800円

合計437，400円＝国基準第8階層

○ケース 2

父正社員（年収878万円）、母育児休業（年収10万円）、子ども2人の世帯（世帯収入888万円）

父所得税452，900円、母所得税0円

合計452，900円＝国基準第7階層

⇒父所得割312，000円、母所得割0円

合計312，000円＝国基準第7階層

(2) 年少扶養控除の取扱いが変更

平成22年度税制改正で廃止された16歳未満の子に対する年少扶養控除について、平成26年度分の保育料算定まではこれを加味して算定していた。

⇒多子世帯はこれまで1人当たり38万円が控除されることによって、税額が低く抑えられてきた。ただし、市民税特有の年齢を問わない扶養者数による非課税限度額等による影響により負担が増えないケースもある。

○ ケース 3

父正社員（年収 4 8 6 万円），母パート（年収 4 4 万円），小学生以下の子ども 3 人の世帯（世帯収入 5 3 0 万円）

父所得税 3 9 , 8 0 0 円，母所得税 0 円＝国基準第 4 階層

⇒ 父所得割 1 3 6 , 4 0 0 円，母所得割 0 円＝国基準第 5 階層

○ ケース 4

父正社員（年収 3 1 3 万円），母パート（年収 1 0 万円），子ども 1 人の世帯（世帯収入 3 2 3 万円）

父所得税 4 0 , 1 0 0 円，母所得税 0 円＝国基準第 5 階層

⇒ 父所得割 7 4 , 8 0 0 円，母所得割 0 円＝国基準第 4 階層

(3) 保育料が上がる世帯と下がる世帯はケースバイケース

このように，単に所得税から市民税に移行するだけでなく，
その他要件変更によって，税額は上下することとなる。

また，国の所得税から市民税へ移行した階層表の税額は，夫・妻（所得税非課税）・子ども 2 人という 4 人家族をモデルとして設定したものであるため，これに当てはまらない世帯は異なる階層になる可能性がある。さらに，その国の階層表を細分化する市の保育料表では，2 階層以上の動きがあるケースも出てくる。

⇒ 各世帯の保育料の移行がケースバイケースとなっている中で，保育料調定総額の予測は困難である。これまで税制的に優遇されていたかたの保育料が上がる可能性はあるが，世帯収入を比較すると，新基準の方が公平性が高いとも言える。